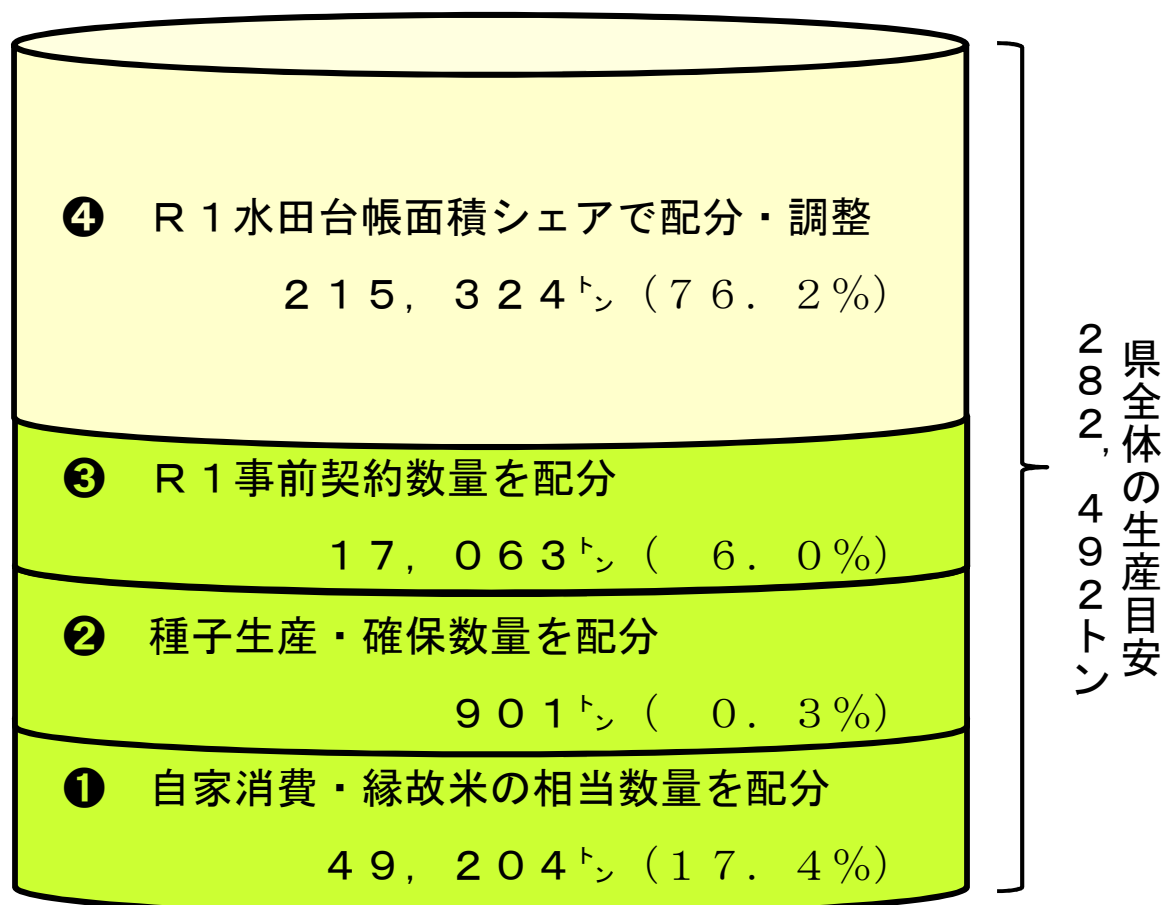


令和2年産米 地域協議会等別の「生産目安」の設定方針

県協議会から地域協議会等へ提示する生産目安の内訳



(1) 地域協議会等の農家戸数に一律10アールを乗じ、さらに、市町村別の10a当たり単収（平成25年～令和元年の7中5平均）を乗じて得られた数量を配分する（①）。

(2) 種子生産計画に基づき生産・確保された、主食用米向けの種子生産量（平成28年～30年の3か年平均）を配分する（②）。

(3) 令和元年産主食用米の事前契約数量を配分する（③）。

(4) 県協議会が設定する県全体の生産目安から①②③を引いた残量を、地域協議会等の直近の水田台帳面積のシェアに応じて配分する（④）。

(5) 緩和措置として、(1)～(4)の合計値が
ア 令和元年産米の生産目安を下回った場合、令和元年産米の生産目安と同数量とする。

イ 令和元年産米の生産目安の106.56%以上となった場合、106.56%*とする。
ただし、生産目安の面積換算値が直近の水田台帳面積を超過しないように調整する。

※県全体の生産目安の対前年比104.56%に2.00%を加算

(6) (1)～(5)の結果生じた残量を、(4)～(5)の手順に準じて再配分する。